**令和7年度子どもの権利の学習後に寄せられた感想です。**

※学年は当時のものです

**【小学校5年生】**

自分は、友達と関わるのが少しむずかしくて、友達との関係で嫌になることがあったけど、安心して生きる権利があるということがわかりました。なのでこれからは安心して生活していきたいし、権利を意識したいです。

**【中学校1年生】**

自分はよく何でもかんでも人と比べてしまい、すぐ落ち込んでしまいます。でも今日、子どもの権利について学んで、「自分は自分のままでいいんだ」ということに気が付きました。世界にたった一人の自分として、子どもの権利はかかせないものだと実感しました。自分らしさを大切にしたいです。

**【中学校2年生】**

今日の子どもの権利の学習で、「子ども一人一人が主人公」という言葉が心に残りました。自分の意見を主張し、自由に生きていいことを改めて知ることができました。これからの学校生活の中で、個性や意見などの違いを尊重し、差別などのいじめが行われないように気をつけて生活していきたいです。

**【中学校3年生】**

子どもには権利があり一人ひとり個性があるのでお互いに認め合ったりすることが大切だと思いました。普段は権利条約のことを忘れてしまいがちだけど困ったときは大人に相談したりして笑顔が絶えない生活ができるような社会になってほしいなと思います。

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは相談してね

**青森市子どもの権利相談センター「ホッたるぅむ」**



**相談できる時間**

月～金曜日　10:00～18:00（土日･祝日･年末年始はお休み）

**相談方法**

① 電話する　0120-370-642（電話料金はかかりません）
② メールする　ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
③ 会って話す　子どもの権利相談センターに来て話す
④ 手紙を送る　〒030-0801 青森市新町1丁目3-7
青森市子どもの権利相談センター
⑤ ファックスする　017-763-5678

↑↑↑
相談申込は
WEBでもできます。

# あなたに知ってほしい！！

# 子どもの権利のこと

## ～青森市子どもの権利条例～



**あなたは、世界にたった一人の大切な人です。**
**青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、**
**元気に育ってほしいというねがいをこめた、**
**「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。**

**※青森市子どもの権利条例は、青森市のホームページでも見ることができます。→**


**【問い合わせ先】**
**青森市こども未来部　こども・若者政策課**
**〒030-0801　青森市新町1丁目3番7号　青森市役所　駅前庁舎3階**
**TEL：017-734-5320　FAX：017-763-5678**


（小学５年生～中学生版）

# 「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

### ★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

### ★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

### ★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達の段階に応じた支援を受けることができます。

### ★ほかの人の権利も大切です！

子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

### ★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持ちが大切だよ！！

自分と同じように、**相手にも権利がある**ことを忘れちゃいけないんだね。



**11月20日は「青森市子どもの権利の日」**

# みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



## 安心して生きる権利

守ってもらえる！
助けてもらえる！
いじめられない！
暴力・差別を受けない！
相談できる！
命が守られる！

## 豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！
いろいろな体験をする！
楽しい時間を過ごす！
失敗しても何度でも
チャレンジできる！

## 自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！
安心できる居場所がある！
プライバシーが守られている！
自由に過ごせる時間がある！

## 意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！
自分の気持ちや考えを表現できる！
自分に合った活動ができる！
話し合いの場にいられる！

**いま、不安だ、悲しい、苦しいと感じているとしたら、安心して生きる権利が守られているとは言えません！**



自分の気持ちや考えをなかなか言えない…

自由な時間がない…